

参 照 条 文 等

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(裁判員の義務)

第九条 裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。

2 裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(以下略)

(補充裁判員)

第十条

(第1項から第3項まで 略)

4 前条の規定は、補充裁判員について準用する。

(評議の秘密)

第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。

(第2項 略)

(裁判員等による秘密漏示罪)

第一百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判

員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。

3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、評議の秘密（同項第二号に規定するものを除く。）を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

（第4項 略）

5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであるとする事実若しくは量定すべきであるとする刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されたと考える事実若しくは量定されたと考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

6 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に関与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

（第7項 略）

(参考) 裁判員等の守秘義務等に関する罰則の概要

① 裁判員等が秘密を漏らす行為 (第108条第1項)

→ すべて6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(※) 内閣提出法案では、1年以下の懲役又は50万円の罰金とされていたが、衆議院の審議の過程で修正された。

② 裁判員等の職にあった者が秘密を漏らす行為 (第108条第2項, 第3項)

→ (以下のとおり)

「職務上知り得た秘密」	「評議の経過」	利得目的あり	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (2項3号)
			50万円以下の罰金 (3項)
	「裁判官, 裁判員の意見」 「多少の数」		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (2項2号)
	上記以外 (事件関係者のプライバシー等)		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (2項1号)

(※) 以上につき、内閣提出法案では、漏示される秘密の類型を問わず、現職と同様に、いずれも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされていたが、衆議院の審議の過程で上記のとおり修正された。

③ 事実認定等の当否等を述べる行為 (第108条第5項, 第6項)

→ 現職元職問わず、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(※) 内閣提出法案では、①と同様、1年以下の懲役又は50万円の罰金とされていたが、衆議院の審議の過程で、①の法定刑の修正に伴い修正された。